

鶴見大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の趣旨にのっとり、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技術を習得させ、あわせて禅の行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント:以下「FD」という。)を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本学にFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第2条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科

(学科)

第3条 本学に次の学科を置く。

保育科

歯科衛生科

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第4条 修業年限は、保育科は2年とし、歯科衛生科は3年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、保育科は4年を、歯科衛生科は6年を超えることができない。

第4章 学生定員

(定員)

第6条 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
保育科	200人	400人
歯科衛生科	150人	450人

第5章 教育課程

(教育研究上の目的)

第7条 本学学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学科の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。

2 保育科においては、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかがわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する。

3 歯科衛生科においては、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する。

(授業科目及び単位数)

第7条の2 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ-1及びⅠ-2に定めるとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位計算方法)

第8条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(取得資格)

第9条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

保育科 幼稚園教諭二種免許状、保育士となる資格

歯科衛生科 歯科衛生士国家試験受験資格

2 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第11条第2項の規定によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する科目について必要な単位を修得しなければならない。

3 保育士となる資格を得ようとする者は、第11条第2項の規定によるほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚令11号)に基づき、別表Ⅱの厚生労働大臣の定める教科目及び単位を修得しなければならない。

4 歯科衛生士国家試験受験資格を得ようとする者は、第11条第3項の規定によるほか、歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文・厚令1号)に規定する科目について必要な単位を修得しなければならない。

第6章 卒業の要件等

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修した者に対し、試験の上単位を与えるものとする。

ただし、その他必要な科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 試験の成績は、優・良・可・不可の4種の評語をもって表し、優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。

3 試験についての細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第11条 各学科の卒業の要件は、次のとおりとする。

2 保育科では、2年以上在学し、第7条の2第1項別表I-1の規定するところにより必修、選択合わせてA群30単位、B群・C群・D群合わせて32単位以上、E群2単位を修得し、合計64単位以上を修得しなければならない。

3 歯科衛生科では、3年以上在学し、第7条の2第1項別表I-2の規定するところにより必修、選択合わせて合計104単位以上を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第12条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは入学前、入学後にかかわらず合わせて30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第13条 他の短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(外国の短期大学又は大学及び短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第14条 外国の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、第12条の1項又は第13条の認定する単位数と合わせて45単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、次の2学期にわけ、前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

2 1年間の授業時間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたり行うことを原則とする。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 開学記念日(11月21日)

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 春季、夏季、冬季及び臨時の休業日は、その都度これを定める。ただし、都合により休業日を変更することができる。

第8章 入学、退学、休学、復学、転学・転科及び再入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎年学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(出願手続)

第20条 本学に入学しようとする者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学試験)

第21条 入学志願者には、入学試験を行う。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

出しなければならぬ。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を具して正保証人及び副保証人との連署で願い出て学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第24条 病気その他やむをえない理由によって2ヶ月以上欠席しようとするときは、正保証人との連署で休学を願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 健康上その他特別の必要があると認められた者は、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、引き続き2年を超えないこととする。

4 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、正保証人との連署で願い出て学長の許可を得て復学することができる。

(転学及び転科)

第26条 他の大学から本学へもしくは本学から他の大学へ転学を希望する者があるときは、正当な事由があると認められた場合には許可することができる。

2 転科を希望する者があるときは、受け入れ学科に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

3 転学及び転科に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第27条 本学の学生で退学した者が、再入学を希望したときは、選考の上入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第28条 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲ-1に定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(休学期間中の授業料)

第29条 休学期間中は、授業料の半額を納めなければならない。

(督促)

第30条 当該学年の授業料その他の納付金の納付をその年度の指定期間内に行わず、督促を受けても指定期限内におお納付しない者は、教授会の議を経て除籍する。

(入学検定料等の不返還)

第31条 既納の入学検定料及び学生納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

第32条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第11章 職員組織

(職員)

第33条 本学に次の職員を置く。

(1) 学 長

(2) 副 学 長

(3) 短大部長

(4) 教 授

(5) 准 教 授

(6) 講 師

(7) 助 教

(8) 助 手

(9) 司 書

(10) 事務職員

(11) 技術職員

2 補職に関する規程は、別に定める。

(校務分掌)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

3 短大部長は、学長の命を受け、短期大学の各学科等を統括する。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 司書は、上職の命を受け、資料を処理する。

10 事務職員は、上職の命を受け、諸般の事務に従事する。

11 技術職員は、上職の命を受け、技術に関する業務に従事する。

第12章 教授会及び学部長会議に関する事項

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(招集)

第36条 教授会は、学長又は短大部長が必要と認めたととき、もしくは教授会構成員の2分の1以上の請求があったときに、学長又は短大部長がこれを招集する。

2 短大部長は、学長の命を受け、教授会の議長となる。短大部長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(審議事項)

第37条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則の変更及び教学に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 卒業及び入学等学籍に関する事項
- (4) 成績考査に関する事項
- (5) 学長からの諮問に関する事項
- (6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の進退に関する事項
- (7) 学生の福利及び賞罰に関する事項
- (8) その他の重要な事項

(学部長会議)

第38条 本学と鶴見大学との連絡調整及び学長の諮問に応えるため、学部長会議を置く。

- 2 学長は、学部長会議を招集してその議長となる。
- 3 学部長会議に関する規程は、別に定める。

第13章 卒業の認定、卒業証書・学位記

(卒業)

第39条 本学に2年以上在学し、本学所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与する。
- 3 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。
保育科 短期大学士(保育学)
歯科衛生科 短期大学士(歯科衛生学)
- 4 学位に関する規程は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第40条 本学の学生で、品行方正、学術優秀な者又は他の模範となる行為のあった者は、これを表彰する。

(懲戒)

第41条 学生の本分に反し、学則その他の諸規程に違反した者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。懲戒は戒告、謹慎、停学及び退学とする。

- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合とする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 無届けで長期にわたり欠席した者又は正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 専攻科

(目的)

第42条 本学は、学科における教育の基礎の上に、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導するために専攻科を置く。

(専攻)

第43条 専攻科に次の専攻を置く。

保育専攻
福祉専攻

(修業年限及び在学期間)

第44条 専攻科の修業年限は、1年とし、在学期間は、2年を超えることができない。

(定員)

第45条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。

保育専攻 入学定員 20人 収容定員 20人
福祉専攻 入学定員 40人 収容定員 40人

(教育研究上の目的)

第46条 専攻ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第42条に定める目的のほか、各専攻の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。

- 2 保育専攻においては、保育現場において、自らその保育実践を検証し新たな実践を展開する力を身につけた保育者を養成する。
- 3 福祉専攻においては、保健・医療・福祉を総合的に捉え、保健医療の普及と向上そして社会福祉の増進を図りうる介護福祉士を養成する。

(授業科目及び単位数)

第46条の2 専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、別表I-3及び別表I-4に定めるとおりとする。

- 2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(入学検定料及び学生納付金)

第47条 専攻科の入学検定料及び学生納付金は、別表III-2に定めるとおりとする。

- 2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。(修了の要件)

第48条 専攻科の各専攻の修了の要件は、次のとおりとする。

- 2 保育専攻の修了の要件は、1年以上在学し、第46条の2第1項別表I-3の規定するところにより、必修18単位、選択12単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 3 福祉専攻の修了の要件は、1年以上在学し、第46条の2第1項別表I-4の規定するところにより、必修51単位を修得しなければならない。

(取得資格)

第49条 専攻科福祉専攻において取得できる資格は、次のとおりとする。

介護福祉士登録資格

(入学資格)

第50条 専攻科に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と

同等以上の学力があると認められた者

ただし、専攻科福祉専攻に入学する資格のある者は、前項の各号の一に該当する者で、厚生労働大臣の指定した保育士養成施設を卒業し保育士となる資格を有する者で、保育士登録した者

(単位の授与)

- 第51条** 専攻科の授業科目を履修した者に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、その必要な科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 2 試験の成績は、優・良・可・不可の4種の評語をもって表し、優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。
 - 3 試験についての細則は、別に定める。
 - 4 福祉専攻の講義・演習科目については、授業時数の3分の2以上、実習及び実技については5分の4の出席時数が満たない者は試験を受験できない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第52条 専攻科福祉専攻において、他の短期大学又は大学等において履修した授業科目については認定は認められない。

(修了の認定及び修了証書)

- 第53条** 学長は、所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、修了の認定をする。
- 2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(転学・転科及び編入学)

第54条 専攻科福祉専攻においては、転学・転科及び編入学は認めない。

(準用規定)

第55条 第8条第1項、第15条から第18条まで、第20条から第25条まで、第29条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、専攻科にこれを準用する。この場合において、第24条第3項中「2年」とあるのは「1年」に、同条第4項中「第5条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(その他)

第56条 その他専攻科学生に関して必要なことは、別に定める。

第16章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第57条** 本学において開設する授業科目中、特定の科目を履修しようとする者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。ただし、専攻科福祉専攻においては、科目等履修生は認めない。
- 2 科目等履修生に対し単位を認定することができる。
 - 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第10条の規定を準用する。
 - 4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第17章 雑則

(公開講座)

第58条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のため公開講座を開催する。

(図書館)

第59条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(保健センター)

第60条 本学は、学生及び職員に対する保健管理業務を実施するために保健センターを置く。

2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(附属幼稚園)

第61条 本学に附属幼稚園を置く。

2 附属幼稚園に関する規程は、別に定める。

(学生寮)

第62条 本学は、学生のために学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

授業科目及び単位数

別表Ⅰ－１（保育科）

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
A群		
音楽表現Ⅰ	1	
音楽表現Ⅱ	1	
造形表現Ⅰ	1	
造形表現Ⅱ	1	
幼児体育	2	
保育原理	2	
社会福祉	2	
社会的養護	2	
乳児保育	2	
保育内容総論	2	
保育課程総論	2	
保育内容研究1 (子どもの環境)	2	
保育内容研究2 (子どもの生活・遊び)	2	
保育内容研究3 (子どもの文化)	2	
仏教保育	2	
身体表現Ⅰ	1	
身体表現Ⅱ	1	
教育原理	2	
B群		
国語表現法		1
生活		2
相談援助		1
保育相談支援		1
児童家庭福祉		2
児童家庭福祉Ⅱ		2
子どもの保健Ⅰ		4
子どもの保健Ⅱ		1
子どもの食と栄養		2
臨床心理学		2
保育所保育実習Ⅰ		2
施設保育実習Ⅰ		2
保育所保育実習指導Ⅰ		1
施設保育実習指導Ⅰ		1
保育実習Ⅱ		2
保育実習Ⅲ		2
保育所保育実習指導Ⅱ		1
施設保育実習指導Ⅲ		1
乳幼児心理学		2
教育心理学		1
保育指導法		2
障害児保育		2
ピアノ・音楽Ⅰ		2
ピアノ・音楽Ⅱ		2
保育者論		2
教育相談の基礎		2
発達心理学		2
家庭支援論		2

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
社会的養護内容		1
教育実習概論		2
教育実習Ⅰ (事前事後指導を含む)		2
教育実習Ⅱ (事前事後指導を含む)		3
保育・教職実践演習		2
C群		
宗教学(実践行持を含む)	2	
哲学		2
文学		2
倫理学		2
社会学		2
経済学		2
法学		2
日本国憲法		2
歴史学		2
心理学		2
数学		2
化学		2
生活科学		2
日本語コミュニケーション		2
コンピュータ概論		2
情報機器の操作		2
環境倫理入門		2
D群		
英語	2	8
フランス語		2
E群		
体育	2	

授業科目及び単位数

別表 I - 3 (専攻科保育専攻)

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
教育学特論	2	
保育学特論	2	
乳幼児心理学特論	2	
教育方法特論	2	
専攻科実習	2	
保育演習	2	
専攻科特別研究	4	
研究方法論	2	
現代保育論		2
保育指導法研究		2
障害児保育特論		2
乳児保育特論		2
幼児体育特論		2
音楽特論		2
図画工作特論		2
国語特論		2
身体表現特論		2
保育内容研究 1 (言葉)		2
保育内容研究 2 (健康)		2
保育内容研究 3 (表現)		2
児童文学		2
仏教保育特論		2
社会福祉特論		2
児童福祉特論		2
保育環境論		2

授業科目及び単位数

別表 I - 4 (専攻科福祉専攻)

領域	教育内容	指定規則 時間数	科目	授業 形態	本学開講 時間数	単位数
人間と 社会	社会の理解	15	人間と社会	講義	30	必修 2
	小計	15		小計	30	2
介護	介護の基本	180	介護福祉概論(1)	講義	45	必修 3
			介護福祉概論(2)	講義	45	必修 3
			介護福祉概論(3)	講義	30	必修 2
			介護福祉概論(4)	講義	30	必修 2
			介護福祉概論(5)	講義	30	必修 2
	コミュニケーション 技術	60	コミュニケーション論(1)	講義	30	必修 2
			コミュニケーション論(2)	演習	30	必修 1
	生活支援技術	300	生活支援技術(1)	演習	30	必修 1
			生活支援技術(2)	演習	30	必修 1
			生活支援技術(3)	演習	30	必修 1
			生活支援技術(4)	演習	30	必修 1
			生活支援技術(5)	演習	30	必修 1
			生活支援技術(6)	演習	30	必修 1
			家政学概論	講義	30	必修 2
			家政学実習	実習	90	必修 2
	介護過程	150	介護過程(1)	講義	30	必修 2
			介護過程(2)	演習	60	必修 2
			介護過程(3)	演習	60	必修 2
	介護総合演習	60	介護総合演習	演習	60	必修 2
	介護実習	210	介護実習Ⅰ	実習	45	必修 1
介護実習Ⅱ			実習	165	必修 3	
小計	960		小計	960	37	
こころと からだの しくみ	発達と老化の理解	30	老年期概論	講義	15	必修 1
			高齢者の心理	講義	15	必修 1
	認知症の理解	60	認知症の理解(1)	講義	30	必修 2
			認知症の理解(2)	講義	30	必修 2
	障害の理解	30	障害の理解	講義	15	必修 1
			障害者の心理	講義	15	必修 1
こころとからだ のしくみ	60	こころとからだのしくみ(1)	講義	30	必修 2	
		こころとからだのしくみ(2)	講義	30	必修 2	
小計	180		小計	180	12	
合計	1155		合計	1170	51	

別表Ⅱ (保育士に関する科目)

告示による教科目				本学における開設教科目等						
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			履修方法及び履修単位	
						必修	選択	計		
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	宗教学	講義	2		2	4単位以上	
				哲学	講義		2	2		
				文学	講義		2	2		
				倫理学	講義		2	2		
				社会学	講義		2	2		
				経済学	講義		2	2		
				法学	講義		2	2		
				日本国憲法	講義		2	2		
				歴史学	講義		2	2		
				心理学	講義		2	2		
				数学	講義		2	2		
				化学	講義		2	2		
				生活科学	講義		2	2		
				日本語コミュニケーション	講義		2	2		
	コンピュータ概論	講義		2	2					
情報機器の操作	講義		2	2						
環境倫理入門	講義		2	2						
外国語	演習	2以上	英語	演習	2	8	10	2単位以上		
			フランス語	演習		2	2			
体育	講義	1	体育	講義	1		2	2単位		
	実技	1		実技	1					
合計			10単位以上	合計			6	42	48	8単位以上
告示による教科目				本学における開設教科目等						
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			履修方法及び履修単位	
						必修	選択	計		
的に 関する 科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2	53単位	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2		
	児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2		2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2		
	相談援助	演習	1	相談援助	演習	1		1		
	社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2		2		
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2		
解に 関する 科目	保育の心理学I	講義	2	発達心理学	講義	2		2		
	保育の心理学II	演習	1	教育心理学	演習	1		1		
	子どもの保健I	講義	4	子どもの保健I	講義	4		4		
	子どもの保健II	演習	1	子どもの保健II	演習	1		1		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2		
	家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2		2		
法に 関する 科目	保育課程論	講義	2	保育課程総論	講義	2		2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2		
	保育内容演習	演習	5	保育内容研究1(子どもの環境)	演習	2		2		
				保育内容研究2(子どもの生活・遊び)	演習	2		2		
				保育内容研究3(子どもの文化)	演習	2		2		
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2		2		
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		2		
	社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	1		1		
	保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1		1		
保育の表 現技術	保育の表現技術	演習	4	音楽表現I	演習	1		1		
				造形表現I	演習	1		1		

保育の表現技術				身体表現I	演習	1		1			
				国語表現法	演習	1		1			
保育実習	保育実習I	実習	4	保育所保育実習I	実習	2		2			
				施設保育実習I	実習	2		2			
	保育実習指導I	演習	2	保育所保育実習指導I	演習	1		1			
				施設保育実習指導I	演習	1		1			
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2		2			
合計			51単位以上	合計			53	53	53単位		
告示による教科目				本学における開設教科目等							
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			履修方法及び履修単位		
						必修	選択	計			
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15以上	児童家庭福祉II	講義		2	2	6単位以上		
保育の対象の理解に関する科目				乳幼児心理学	講義		2	2			
保育の内容・方法に関する科目				臨床心理学	講義		2	2			
保育の表現技術				保育指導法	講義		2	2			
				生活	講義		2	2			
				ピアノ・声楽I	演習		2	2			
				ピアノ・声楽II	演習		2	2			
				音楽表現II	演習	1		1			
				造形表現II	演習	1		1			
				身体表現II	演習	1		1			
	幼児体育	演習	2		2						
保育実習	保育実習II	実習	2	保育実習II	実習		2	3	保育実習系列の中から、保育実習IIと保育所保育実習指導IIの2科目3単位、または保育実習IIと施設保育実習指導IIの2科目3単位のいずれかを必ず履修する。		
	保育実習指導II	演習	1	保育所保育実習指導II	演習		1				
	保育実習III	実習	2	保育実習III	実習		2				
	保育実習指導III	演習	1	施設保育実習指導III	演習		1				
合計			18単位以上	合計			5	20		25	9単位以上

別表Ⅲ-1 入学検定料及び学生納付金

		保育科	歯科衛生科
入学検定料		30,000円	30,000円
学納金	入学金(入学時)	350,000円	350,000円
	授業料(年額)	640,000円	640,000円
	実験実習費(年額)	120,000円	150,000円
	施設維持費(年額)	280,000円	280,000円

別表Ⅲ-2 入学検定料及び学生納付金

		専攻科 保育専攻	専攻科 福祉専攻
入学検定料		30,000円	30,000円
学納金	入学金(入学時)	200,000円	200,000円
	授業料(年額)	640,000円	640,000円
	実験実習費(年額)	30,000円	150,000円
	施設維持費(年額)	70,000円	200,000円

備考

上記の入学検定料は、複願時に減額することがある。
詳細については別に定める。